

公定価格に関する検討事項について

令和元年 11 月 12 日

目次

1．公定価格の仕組み全体に関わる事項

- (1) 公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際の運営コストの比較による公定価格の検証の在り方 2
- (2) 基本分単価の加算化や加算の基本分単価への組み入れなど、基本分単価と加算の在り方 3
- (3) 地域の給与の状況を反映するための地域区分の在り方 5
- (4) 利用実態・運営実態を踏まえた土曜日開所に関する公定価格の評価の在り方 7

2．処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関すること

- (1) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況等の実態を踏まえた、処遇改善の着実な実施とそのための方策 17
- (2) 実態と必要性も踏まえた保育士以外の職種の配置に関する公定価格上の評価の在り方 20
- (3) 休日保育における共同保育の在り方 22
- (4) 申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事務負担の軽減方策 23

3．教育・保育の質の向上に関する事項

- (1) 質の高い教育・保育の実施のため、基準を超えた職員を配置する施設・事業所への対応 24
- (2) 自園調理・アレルギー対応等の食育の推進 25
- (3) 小学校との連携・接続や外部評価など、教育・保育の質の向上に資する取組の推進 27

4．地域の子育て支援をはじめとした幼稚園・保育所等の機能の充実に係る事項

- (1) 地域の子育て支援活動の評価の在り方 29
- (2) 虐待等要保護児童等の支援が必要な子どもへの対応の評価の在り方 30

5．その他の事項

- (1) 施設整備費補助の仕組みと整合性等を考慮した減価償却加算・賃借料加算の仕組みの在り方 34
- (2) 経営実態調査等の実施周期など今後の公定価格の実態把握及び見直しの在り方 36

1 (1) 公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際の運営コストの比較による公定価格の検証の在り方

【主な論点】

- 公定価格の額の設定方法についてどのように考えるか。

1 . 現状・これまでの取組

- 現行の公定価格については、人件費、事業費、管理費ごとに対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」により算定している。
- 一方、財政制度等審議会の建議（令和元年6月）においては、前回の経営実態調査において収支差率が一定程度あったことも踏まえ、「『包括方式』への移行も検討すべき」とされている。

2 . 検討の視点

- 公定価格については、未実施の「0.3兆円超」の質の向上項目について、引き続き財源を確保しつつ取り組む必要がある。これらについては、人件費や管理費等、特定の経費に着目して公定価格の充実を行うものとなっていること、今回の経営実態調査の結果においても加算を活用した賃金改善の効果が表れていることを考慮すれば、今後も質の向上を実施する際に円滑に実施できる仕組みとすることが適当と考えられる。
- また、私立保育所の公定価格が委託費として支払うこととされていることを考慮しても（子ども・子育て支援法附則第6条第1項）、保育の実施に必要な費用を積み上げる方式が適当と考えられる。
- 一方で、公定価格が公費により賄われていることを考慮すれば、公定価格と実際の運営に要した費用が大きく乖離しているような場合には、これを見直す必要があると考えられる。なお、幼児教育・保育の無償化に伴って、2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部（約680円）については、「積み上げ方式」の考え方から再整理することが適当と考えられる。

【方向性（案）】

- 公定価格の設定方法については、対象となる費目を積み上げて金額を設定する「積み上げ方式」を維持することとしてはどうか。
- 公定価格の見直しを行う際には、公定価格と実際の運営に要した費用が大きく乖離しないよう、経営実態調査の結果を考慮し、人件費、管理費及び事業費の水準の見直しを図ることとしてはどうか。また、2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、基本分単価の中で位置付けを整理し直すこととしてはどうか。

1 (2) 基本分単価の加算化や加算の基本分単価への組み入れなど、基本分単価と加算の在り方

論点

【論点】

- 施設長（保育所）・管理者（地域型保育）や事務職員の基本分単価又は加算について、配置や運営の実態を踏まえ、算定方式の見直しを行う必要があるか。

1 . 現状

- 所長（保育所）・管理者（小規模保育、事業所内保育）は「所長（管理者）設置加算」により「常時実際にその施設の運営管理の業務に専従すること」等を要件に算定されている（加算取得率は、保育所96.7%、小規模保育81.8%、事業所内保育63.1%（平成31年3月。3府省調べ））。
- 幼稚園・認定こども園は基本分単価に事務職員が含まれ、定員規模に応じてさらに非常勤事務職員が「事務職員配置加算」・「事務負担対応加配加算」により算定される一方（加算可能施設における加算取得率は不明）、保育所は基本分単価に非常勤事務職員が含まれ、事業の実施状況等に応じて事務職員が「事務職員雇上費加算」により算定されている（加算取得率は94.5%（平成31年3月。3府省調べ））。

2 . 検討の視点

- 所長・事務職員（保育所）については、ほとんどの施設で「所長（管理者）設置加算」・「事務職員雇上費加算」が取得されている実態を評価することが考えられる。

【方向性（案）】

- 「所長（管理者）設置加算」については、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みとしてはどうか。
- また、「事務職員雇上加算」については、施設等における事務負担の状況も踏まえながら、公定価格における事務職員の評価について引き続き検討することとし、今回の見直しに際しては現行の仕組みを維持することとしてはどうか。

【主な意見】

- 認定こども園の公定価格について、1号から2号へと認定区分が変更されることによって単価が引き下がるとの指摘について、どのように考えるか。

1．現状

- 認定こども園の公定価格は、「1号単価×1号人数 + 2・3号単価×2・3号人数」により算定される。1号単価は幼稚園、2・3号単価は保育所の単価における経費の積み上げと同様であり、同じ1号人数の幼稚園、同じ2・3号人数の保育所の公定価格の合計とおおむね同水準。
- 基本分単価のうち、園長・事務職員・学校医等や事務経費などの共通部分については、1号単価と2・3号単価とで等分して計上し、合計で1施設分となっている。また、加算単価については、幼稚園に由来し「1号単価×1号人数」により算定するもの（チーム保育加配加算、通園送迎加算等）、保育所に由来し「2・3号単価×2・3号人数」により算定するもの（夜間保育加算、減価償却費加算等）があるところ、認定こども園の1・2号の全体人数が同じであっても、1号と2号の区分変更があると、これらの公定価格が減少する場合がある。

2．課題

- 認定こども園においては、3～5歳児における1号認定・2号認定間の区分変更、満3歳時における3号認定から1号認定への区分変更が生じる。
- 例えば、チーム保育加配加算は、1号・2号の合計定員に応じて加配人数を決定するが、加算額は1号人数に応じて算定される仕組みとなっており、認定こども園全体の人数が同じであっても、実員や定員の区分を1号から2号に変更すると、認定こども園全体の収入が減少する場合がある。

【方向性（案）】

- 認定こども園におけるチーム保育加配加算の算定方法について、保護者の就労状況にかかわらず子どもの受入れが可能である認定こども園のよさを生かす観点から、運用の改善が可能か検討することとしてはどうか。

1 (3) 地域の給与の状況を反映するための地域区分の在り方

【論点】

- 国家公務員等の地域手当の級地区分に準拠している現行の地域区分の仕組みについて見直す必要があるか。

1 . 現行の制度概要

- 現行の公定価格においては、国家公務員及び地方公務員の地域手当の区分を基本として「20/100地域（1級地相当）」から「その他地域（無支給地相当）」までの8つの地域区分を設定している。

（参考）公務員の地域手当の区分の設定基準

- ・ 国家公務員の地域手当は、国の官署が所在する地域の民間の賃金水準（賃金構造基本統計調査による10か年の平均賃金指数）を用いて支給地域を決定（1～7級地）
- ・ 国の官署がない地域には、総務省が指定する地方公務員の地域手当の支給地域等を用いて決定

< 地域手当の支給基準 >

賃金指数93.0（10か年平均）以上の地域（人口5万人以上の市）を指定。
賃金指数が特に高い東京都特別区は、1級地（20%）とする。

級地区分	支給割合	10か年平均賃金指数
2級地	16%	109.5以上
3級地	15%	106.5以上～109.5未満
4級地	12%	104.0以上～106.5未満
5級地	10%	101.0以上～104.0未満
6級地	6%	97.5以上～101.0未満
7級地	3%	93.0以上～97.5未満

（注）10か年平均賃金指数は、平成15年～平成24年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の特別集計結果による所定内給与額の地域差指数（全国平均＝100）により算出

< 子ども・子育て支援新制度の地域区分 >

地域区分
20/100地域（1級地に対応）
16/100地域（2級地に対応）
15/100地域（3級地に対応）
12/100地域（4級地に対応）
10/100地域（5級地に対応）
6/100地域（6級地に対応）
3/100地域（7級地に対応）
その他地域（無支給の地域に対応）

- その際、市町村の管内に国の官署がないこと等により「その他地域（無支給地相当）」となる市町村については、地域手当の支給地域に囲まれている場合又は地域手当の支給地域に複数隣接している場合に、隣接等している支給地域の支給割合のうち最も低い割合により地域区分を設定している。
- また、子ども・子育て支援新制度の施行後の地域区分の適用に当たり、従来の保育所運営費や平成26年度に示した公定価格の「仮単価」における地域区分から、支給割合が低くなる市町村については、令和元年度までの時限措置として、従前の地域区分を適用することとしている。

	保育所運営費 （～H26年度）	公定価格	
		仮単価（H26.5公表）	現行単価（H27年度～）
基本的な考え方	国家公務員の地域手当に準拠	国家公務員の地域手当に準拠	国家公務員又は地方公務員の地域手当に準拠
地域区分の設定がない地域の取扱い	国家公務員の地域手当の設定がある地域に約3/4以上周囲を囲まれている場合（首都圏、近畿圏内の市に限る。）に、周辺の支給割合を踏まえて設定	国家公務員の地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合には、当該地域区分の設定がある地域のうち最も低い区分により設定	国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合には、当該地域区分の設定がある地域のうち最も低い区分により設定

- 他制度における地域区分の設定状況は以下のとおり。

	子ども・子育て支援新制度	介護	障害	
			障害者	障害児
区分	8区分	8区分	8区分	8区分
基本的な区分設定の考え方	公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠		国家公務員の地域手当に準拠し、類似制度である介護の地域区分の考え方に合わせる	
各制度独自の区分設定の考え方	<p><管内に国の官署がないため「その他地域」となる市町村> 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に囲まれている又は複数隣接する場合には、当該隣接している地域手当の設定がある地域のうち低い区分により設定。</p>	<p><管内に国の官署がないため「その他地域」となる市町村> 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に複数隣接する場合には、当該隣接している地域手当の設定がある地域の低い区分から本来の「その他（0%）」までの範囲内の区分を選択できる。</p> <p><全ての市町村（地域手当の設定がある地域を含む。）> 当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択できる【H30年度創設】</p>	同左	<p>契約</p> <p>措置</p>
			同左	<p>以下の要件のいずれかに該当する場合は上乗せ対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の地域手当支給対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る） <p>上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前官署が所在した地域

2. 検討の視点

- 公定価格は、全国に適用されるものであり、地域区分についても統一的かつ客観的なルールにより区分されることが必要と考えられる。
- 国の統一単価における地域の区分は、他の福祉制度においても同様の仕組みがあることから、これらの仕組みも考慮して設定することが適切と考えられる。

【方向性（案）】

- 国家公務員及び地方公務員の地域区分を用いるという基本的な考え方は維持した上で、子ども・子育て支援新制度独自の区分設定について、介護保険制度における改正の状況を考慮し見直すこととしてはどうか。
- 子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については、施設・事業所の運営に与える影響を考慮して継続することとしてはどうか。また、将来的な取扱いについては、引き続き検討することとしてはどうか。

1(4) 利用実態・運営実態を踏まえた土曜日開所に関する公定価格の評価の在り方

【課題】

土曜日の保育所等の閉所について、公定価格上の減算の仕組みと土曜保育の運営実態とで乖離がある。

1. 現状・これまでの取組

保育所等の開所日は原則として、月曜日から土曜日までの週6日とされており、公定価格上においても、年間300日開所（ ）するものとして単価が設定されている。

（ ）日曜日や祝日、年末年始の日数を考慮

ただし、「常態的に土曜日を閉所する場合」には、固定経費にも配慮しつつ、公定価格（基本分単価など）から 6 / 100 ~ 8 / 100 の割合で減算調整する仕組みが導入されている。

（参考）私立施設における減算調整の適用状況（平成30年3月、3府省調べ）

保育所：73か所、認定こども園：175か所、家庭的保育：572か所、小規模保育：180か所、事業所内保育：34か所、居宅訪問型：3か所

「常態的に土曜日を閉所する場合」の取扱いについては、留意事項通知及び自治体向けFAQにおいて、次のとおり示されている。

保育所等を利用する子どもについて、土曜日の利用希望がないなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に対して適用される。なお、利用希望があるにも関わらず閉所する等の場合は、市町村において指導を行うこととされている。（留意事項通知）

利用希望があるにも関わらず、保育所等の都合により半日しか開所しない場合や、隔週で開所するような場合は、減額調整が行われる。ただし、利用希望のニーズに合わせ、必要とされる時間を開所（半日開所や隔週開所）する場合であれば、減額調整は行われない。（FAQ）

他の保育所等と共同保育を実施することにより、土曜日における保育が確保されている場合には、減額調整は行わない。（留意事項通知）

（例えば、2つの保育所を運営している法人において、土曜日はそのうち1つの保育所のみを開所し、その保育所において2つの保育所の全ての子どもの保育を実施する場合など）

2. 課題

実際の保育所等の土曜日における開所状況や運営実態をみると、あるひと月の中で土曜閉所している日もあることや、平日と比較して利用する子どもの数や職員の数が少ないことがわかっている。

(参考) 「保育所等の運営実態に関する調査<確定値>」(平成30年度)における平日と土曜の開所状況等

(1) 開所日数

【保育所 (n=3,582)】

保育所について、平成30年3月の平日の日数21日のうち、平均開所日数は20.9日であった。同様に、土曜日の日数5日のうち、平均開所日数は4.8日であった。

	平日	土曜日						合計
平均開所日数	20.9日	平均：4.8日						25.7日
		開所日数分布						
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	
		0.7%	0.4%	0.4%	0.7%	9.7%	86.7%	
平成30年3月の日数	21日	5日						26日

【認定こども園 (n=632)】

認定こども園について、平成30年3月の平日の日数21日のうち、平均開所日数は20.9日であった。同様に、土曜日の日数5日のうち、平均開所日数は4.6日であった。

	平日	土曜日						合計
平均開所日数	20.9日	平均：4.6日						25.5日
		開所日数分布						
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	
		3.2%	0.6%	1.7%	2.2%	12.0%	79.3%	

【小規模保育事業所 (n=581)】

小規模保育事業所について、平成30年3月の平日の日数21日のうち、平均開所日数は21.0日であった。同様に、土曜日の日数5日のうち、平均開所日数は4.1日であった。

	平日	土曜日						合計
平均開所日数	21.0日	平均：4.1日						25.1日
		開所日数分布						
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	
		10.7%	1.5%	2.2%	4.1%	10.5%	68.8%	

(2) 開所時間

【保育所】

保育所の平日の平均開所時間数は11.5時間、土曜日の平均開所時間数(土曜日に開所している施設に限る)は10.8時間であった。

平日 (n=3,582)	土曜日 (n=3,506)
11.5時間	10.8時間

【認定こども園】

認定こども園の平日の平均開所時間数は11.3時間、土曜日の平均開所時間数(土曜日に開所している施設に限る)は10.7時間であった。

平日 (n=632)	土曜日 (n=592)
11.3時間	10.7時間

【小規模保育事業所】

小規模保育事業所の平日の平均開所時間数は11.3時間、土曜日の平均開所時間数(土曜日に開所している施設に限る)は10.9時間であった。

平日 (n=581)	土曜日 (n=491)
11.3時間	10.9時間

(1) 開所日数 (続き)

【家庭的保育事業所 (n=95)】

家庭的保育事業所について、平成30年3月の平日の日数21日のうち、平均開所日数は20.6日であった。同様に、土曜日の日数5日のうち、平均開所日数は1.3日であった。

	平日	土曜日						合計
平均開所日数	20.6日	平均：1.3日						21.9日
		開所日数分布						
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	
		60.0%	6.3%	-	1.1%	8.4%	15.8%	
平成30年3月の日数	21日	5日						26日

(2) 開所時間 (続き)

【家庭的保育事業所】

家庭的保育事業所の平日の平均開所時間数は9.6時間、土曜日の平均開所時間数（土曜日に開所している施設に限る）は9.7時間であった。

平日 (n=95)	土曜日 (n=30)
9.6時間	9.7時間

(3) 利用児童数

【保育所】

保育所の平日の利用児童数の平均は95.7人であった。一方、土曜日の利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の平均は31.0人であり、平日の32.4%であった。

(n=3,506)	0～2歳児			3～5歳児			合計
	0歳	1～2歳	0～2歳児計	3歳	4～5歳	3～5歳児計	
平日 (A)	10.3人	32.3人	42.6人	18.3人	34.8人	53.1人	95.7人
土曜日 (B)	3.4人	10.1人	13.5人	5.8人	11.7人	17.5人	31.0人
B/A	33.0%	31.3%	31.7%	31.7%	33.6%	33.0%	32.4%

【施設割合】

(n=3,506)	土曜日の平均利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の割合									
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
施設割合	15.9%	24.7%	19.1%	13.3%	7.4%	4.4%	2.7%	2.3%	1.7%	8.5%

(3) 利用児童数（続き）

【認定こども園】

認定こども園の平日の利用児童数の平均は88.7人であった。一方、土曜日の利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の平均は29.7人であり、平日の33.5%であった。

(n=632)	0～2歳児			3～5歳児			合計
	0歳	1～2歳	0～2歳児計	3歳	4～5歳	3～5歳児計	
平日(A)	8.4人	28.9人	37.3人	17.2人	34.2人	51.4人	88.7人
土曜日(B)	3.4人	9.9人	13.3人	5.5人	10.9人	16.4人	29.7人
B/A	40.5%	34.3%	35.7%	32.0%	31.9%	31.9%	33.5%

1 保育認定子ども（2号認定・3号認定）のデータ。

【施設割合】

(n=632)	土曜日の平均利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の割合									
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
施設割合	33.4%	21.1%	13.5%	9.7%	4.4%	4.3%	2.8%	1.4%	2.4%	7.0%

【小規模保育事業所】

小規模保育事業所の平日の利用児童数の平均は16.1人であった。一方、土曜日の利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の平均は4.6人であり、平日の28.6%であった。

(n=581)	0～2歳児		合計
	0歳	1～2歳	
平日(A)	3.9人	12.2人	16.1人
土曜日(B)	1.2人	3.4人	4.6人
B/A	30.8%	27.9%	28.6%

【施設割合】

(n=581)	土曜日の平均利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の割合									
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
施設割合	24.4%	23.3%	18.4%	13.3%	8.6%	2.8%	2.7%	2.0%	0.8%	3.7%

(3) 利用児童数 (続き)

【家庭的保育事業所】

家庭的保育事業所の平日の利用児童数の平均は5.1人であった。一方、土曜日の利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の平均は1.9人であり、平日の37.2%であった。

(n=95)	0～2歳児		合計
	0歳	1～2歳	
平日(A)	1.3人	3.8人	5.1人
土曜日(B)	0.3人	1.6人	1.9人
B/A	23.1%	42.1%	37.2%

〔施設割合〕

(n=30)	土曜日の平均利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の割合									
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
施設割合	20.0%	3.3%	36.7%	10.0%	3.3%	6.7%	6.7%	3.3%	3.3%	6.7%

(4) 職員の勤務状況

保育士数には主任保育士を、保育教諭数には主幹保育教諭を含んでいる。

【保育所】

保育所の平日に勤務している職員数の合計は平均24.2人であった。一方、土曜日に勤務している職員数（土曜日に開所している施設に限る）の合計は平均10.9人であり、平日の45.0%であった。

(n=3,506)	平日(A)	土曜日(B)	B/A
職員数全体	24.2人	10.9人	45.0%
うち保育士	17.7人	8.6人	48.6%

〔施設割合〕

(n=3,506)	土曜日の平均職員数（土曜日に開所している施設に限る）の割合									
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
施設割合 (職員全体)	5.8%	17.4%	21.3%	16.1%	13.6%	7.8%	5.5%	4.2%	3.4%	4.9%
施設割合 (うち保育士)	6.4%	15.8%	21.2%	15.7%	14.4%	7.9%	5.0%	7.0%	2.5%	4.1%

(4) 職員の勤務状況 (続き)

【認定こども園】

認定こども園の平日に勤務している職員数の合計は平均25.3人であった。一方、土曜日に勤務している職員数の合計（土曜日に開所している施設に限る）は平均8.6人であり、平日の34.0%であった。

(n=592)	平日(A)	土曜日(B)	B/A
職員数全体	25.3人	8.6人	34.0%
うち保育教諭	17.5人	6.3人	36.0%

【施設割合】

(n=592)	土曜日の平均職員数（土曜日に開所している施設に限る）の割合									
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
施設割合 (職員全体)	13.7%	23.3%	20.5%	12.7%	10.8%	5.9%	4.2%	3.7%	2.2%	3.0%
施設割合 (うち保育教諭)	12.5%	22.2%	18.6%	15.6%	12.1%	5.3%	3.9%	4.3%	1.9%	3.6%

【小規模保育事業所】

小規模保育事業所の平日に勤務している職員数の合計は平均8.9人であった。一方、土曜日に勤務している職員数の合計（土曜日に開所している施設に限る）は平均3.8人であり、平日の42.7%であった。

(n=491)	平日(A)	土曜日(B)	B/A
職員数全体	8.9人	3.8人	42.7%
うち保育士	5.9人	2.6人	44.1%

【施設割合】

(n=491)	土曜日の平均利用児童数（土曜日に開所している施設に限る）の割合									
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
施設割合 (職員全体)	8.2%	9.2%	13.8%	23.6%	19.9%	11.7%	3.6%	3.2%	2.6%	4.2%
施設割合 (うち保育士)	9.0%	7.9%	14.0%	25.5%	18.8%	8.4%	4.0%	6.2%	2.6%	3.6%

(4) 職員の勤務状況 (続き)

【家庭的保育事業所】

家庭的保育事業所の平日に勤務している職員数の合計は平均2.9人であった。一方、土曜日に勤務している職員数（土曜日に開所している施設に限る）の合計は平均1.9人であり、平日の65.5%であった。

(n=95)	平日(A)	土曜日(B)	B/A
職員数全体	2.9人	1.9人	65.5%
うち保育士	1.3人	0.9人	69.2%

【施設割合】

(n=30)	土曜日の平均職員数（土曜日に開所している施設に限る）の割合									
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
施設割合 (職員全体)	36.7%	6.7%	16.7%	13.3%	13.3%	6.7%	3.3%	3.3%	-	-
施設割合 (うち保育士)	36.7%	-	20.0%	16.7%	13.3%	3.3%	-	10.0%	-	-

土曜日に仕事をする人の割合

	総数	有業者
平成13年	38.3%	57.9%
平成18年	34.5%	55.7%
平成23年	31.5%	52.4%
平成28年	32.0%	49.3%

「社会生活基本調査」（総務省統計局）より土曜日の行動について回答した者のうち「仕事」を回答した者の割合を算出した上で、統計的処理により標本抽出前の行動者割合を推計値として算出したもの。

社会生活基本調査における「有業者」の定義

ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。

なお、自営業の手伝い(家族従事者)は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者とした。

また、育児休業や介護休業などで仕事を一時的に休んでいる場合は、収入の有無及び休業日数の長短にかかわらず有業者とした。

なお、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人など、「ふだんの状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

公定価格上の人件費と設備運営基準に基づいて配置した職員数の関係について

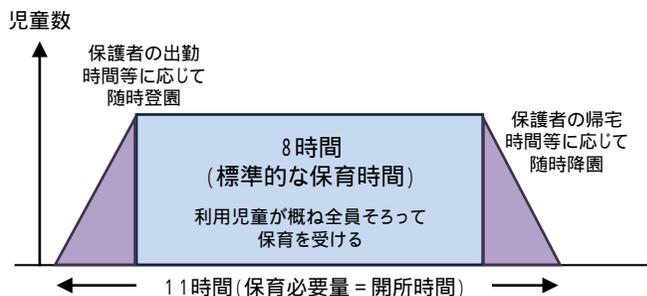
前提

- ✓ 利用児童89人の園
- ✓ 年齢や標準時間・短時間認定の割合は右表(3府省調べの数値から算出)
- ✓ 利用児童の利用開始・終了時間推移は平成26年の新制度施行検討時のものを活用
- ✓ 地域区分はその他地域
- ✓ 園の開所は週6日・午前8時～午後7時までの11時間開所、保育士は週40時間労働

	標準時間認定	短時間認定	合計
4,5歳児	30人	4人	34人
3歳児	15人	3人	18人
1,2歳児	28人	4人	32人
0歳児	5人	0人	5人
合計	78人	11人	89人

設備運営基準上必要とされる保育士

上記の園における設備運営基準上必要とされる保育士の数は、中央図と同様に、9人。9人の保育士で保育する児童に関し、1日における実際の利用イメージは下図。



平成26年3月28日第14回子ども・子育て会議、第18回子ども・子育て会議基準検討部会 合同会議資料2より
実際の利用も、このイメージのような形になっている

上図より、1日11時間開所で6日間開所する際に必要となる保育士の労働時間は、
 $(9 \times 8 + 9 \times 3 \times 1/2) \times 6$
 = **513時間**

公定価格上措置されている保育士

設備運営基準から計算した必要な保育士数

4,5歳児	34(人) × 1/30	= 1.1(人)
3歳児	18(人) × 1/20	= 0.9(人)
1,2歳児	32(人) × 1/6	= 5.3(人)
0歳児	5(人) × 1/3	= 1.6(人)
合計		9.0人

休けい保育士 1人
 標準時間認定の児童受入れによる保育士費用の措置
 常勤: 1人 × 78/89 = 0.8人
 非常勤(3時間/日): 1人 × 78/89 = 0.8人
 業務省力化
 保育士の人数に対応 (9 + 1 + 0.8)

以上より、公定価格上措置されている保育士でカバーできる1週間あたりの労働時間は、
 $40 \times 10.8 + 6 \times 3 \times 0.8 + \text{約} 8 \times 10.8$
 = **約530時間**

約8…保育士1人あたり週約8時間分の業務省力化費を非常勤保育士の労働時間に換算したものの

実際に配置されている保育士

「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果<速報値>」によれば、保育所における保育士の配置は、

- ・ 公定価格基準のみの配置状況では、常勤換算(常勤+非常勤)で12.3人であったが、
- ・ 実際の配置状況は、常勤で14.3人、非常勤で2.4人(合計16.7人)であった(次頁も参照)。

（3）職員配置の状況（私立施設）

保育所

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
		常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤
1 施設長	人 1.0	人 1.0	人 0.0
2 主任保育士	1.0	1.0	0.0
3 保育士	12.3	14.3	2.4
4 保育補助者（資格を有していない者）	-	0.3	0.6
5 調理員	2.0	1.4	0.7
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	0.7	0.0
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.3	0.1
8 うち、保育業務従事者	-	0.2	0.0
9 事務職員	1.0	0.6	0.1
10 その他	-	0.2	0.2
合計	-	20.0	4.2
集計施設数	1,741 施設		
平均利用定員数	96 人		

- 「公定価格基準のみの配置状況」・・・公定価格上の職員配置状況。保育士については、年齢別配置基準により配置される数。
ただし、3歳児配置改善加算及び主任保育士専任加算等が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育士等の数。
- 「実際の配置状況」・・・・・・・・・・公定価格（基本分）や各種加算、地方単独補助等により配置している職員を含めた配置状況。
- 「常勤」・・・・・・・・・・・・・・・・施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。
- 「非常勤」・・・・・・・・常勤職員以外の従事者。
- 表中の人数は、すべて常勤換算後の人数（職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値）。

【方向性（案）】

土曜日における保育所の開所状況については、開所している日数にばらつきがあることや、開所日における利用児童数や職員数が平日より少ないことがわかった。一方で、現行制度上、土曜日は月に1日でも開所していれば調整がかからない仕組みとなっている。こうした実態や現行制度の仕組みも踏まえ、土曜日開所の公定価格上の評価について、以下のような観点から評価することについて、どのように考えるか。

- ・ 開所日数に着目する観点
- ・ 開所している土曜日において利用児童が少ない場合の、事業費に着目する観点
- ・ 開所している土曜日において利用児童が少ない場合の、人件費に着目する観点

2(1) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況等の実態を踏まえた、処遇改善の着実な実施とそのための方策

【主な意見・課題】

処遇改善のこれまでの取組実績と今後の在り方をどのように考えるか。

処遇改善等加算 に係る事務負担の軽減や運用の改善を求める意見について、どのように考えるか。

1. 現行の制度概要・これまでの取組

平成25年度以降、保育人材の段階的な処遇改善に取り組んできた。

処遇改善等加算（平成27年度～）、処遇改善等加算（平成29年度～）

処遇改善等加算 処遇改善等加算 の取得状況（ は平成29年3月、 は平成30年3月。3府省調べ）

処遇改善等加算 取得率	幼稚園	保育所	認定こども園	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
基礎分取得率	98.4%	99.8%	99.9%	99.4%	99.3%	99.7%	69.2%
賃金改善要件分 取得率	85.6%	95.5%	95.3%	67.8%	91.9%	86.9%	46.2%
キャリアパス要件を 満たした率	57.3%	86.0%	82.6%	40.9%	74.0%	67.0%	38.5%
処遇改善等加算 認定状況	幼稚園	保育所	認定こども園	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
民間施設数	869か所	14,543か所	4,245か所	913か所	3,637か所	470か所	10か所
うち加算施設数	458か所	11,650か所	3,485か所	331か所	2,197か所	179か所	2か所
適用割合	52.7%	80.1%	82.1%	36.3%	60.4%	38.1%	20.0%

また、国家公務員給与の人事院勧告に基づく改定に連動して、公定価格における保育人材の給与も、毎年度改定されてきた。

これらにより、平成25年度から今年度までの間で、約13%と最大4万円の処遇改善を行った。

実際の保育士の年収も、平成25年から平成30年までで、310万円から358万円へと48万円増加した。（出典：賃金構造基本統計調査）

2. 課題等

これまで処遇改善を着実に進めてきたが、その一方で、全産業の平均の賃金月額と比較すると、依然として差が残っている。

(参考) 保育士と全産業の賃金月額とその差 (出典: 賃金構造基本統計調査)

	平成27年(新制度開始時)	平成30年
全産業の賃金月額	40.8万円	41.4万円
うち女性	31.1万円	31.9万円
保育士の賃金月額	26.9万円	29.8万円
うち女性	26.8万円	29.7万円
差額	13.8万円	11.6万円
うち女性	4.3万円	2.2万円

< 処遇改善等加算の事務や運用に関する課題等の状況 >

処遇改善等加算の取得にあたり、申請の事務負担が大きめという意見が、自治体・事業者の双方から寄せられている。

また、平成31年2月18日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会(都道府県等説明会)」の資料3-4において、「2020年度以降の処遇改善等加算に係る基準年度の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から『加算適用の前年度』に見直す方向で検討する」としていた。

さらに、運用面に関しては、

- ・「子育て支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」(平成30年11月9日総務省)において、「地方公共団体に対し、賃金改善確認に当たり賃金台帳等の活用を図るよう要請するとともに、地方公共団体独自の取組例を収集・情報提供」と、
- ・「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)の中で、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」と、それぞれ指摘がなされている。

ほかにも、処遇改善等加算の認定権限に関して、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」の中で、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

【方向性（案）】

< 更なる処遇改善 >

これまでの取組が一定の効果을上げてきている一方で、全産業の賃金月額との間で差があることを踏まえ、加算の取得の一層の支援を図るとともに、更なる処遇改善について、財源の確保や改善努力の見える化と併せて検討することとしてはどうか。

< 事務負担軽減や運用の改善 >

地方自治体や事業者からの意見を踏まえた処遇改善等加算の事務負担の軽減について、基準年度の見直しも含め、どのような方法が考えられるか検討することとしてはどうか。

- 加算の認定権限の移譲については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が調っていること、広域利用時の事務の重複を回避することを前提として、当該市町村に移譲することとしてはどうか。

処遇改善等加算の施設内での配分方法については、加算の取得状況等を踏まえつつ、確実な処遇改善を行うという制度の趣旨目的との関係も考慮しつつ、検討することとしてはどうか。

2(2) 実態と必要性も踏まえた保育士以外の職種の配置に関する公定価格上の評価の在り方

論点

【主な意見・課題】

入所児童処遇特別加算の加算名称と具体的な加算内容との乖離がある。

1. 現行の制度概要

入所児童処遇特別加算は、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算するもの。

高齢者等（満60歳以上）を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

延長保育事業や一時預かり事業等いずれかの事業等を実施していること。

入所児童処遇特別加算の取得状況（平成30年3月。3府省調べ）

	保育所	認定こども園
加算対象施設数	14,544か所	4,227か所
加算取得施設数	5,203か所	1,503か所
加算の取得率	35.8%	35.6%

2. 意見・課題

入所児童処遇特別加算について、高齢者の積極的な雇用という加算の趣旨が、加算名称からは判別しにくい面がある。加算の取得が困難な理由として、要件を満たさないことのほか、「内容がわかりづらい」という意見が出ている。

（参考）保育所等の運営実態等に関する調査 加算の取得が困難な理由（自由記載）

保育所からの回答：要件を満たす職員がいない、内容がわかりづらい

認定こども園からの回答：配置の人材がいない

【方向性（案）】

保育士以外の職種の活用について、どう考えるか。特に、地域の高齢者の方に参画いただく入所児童処遇特別加算が、その趣旨・目的を表現できていない加算名称となっているため、名称を変更してはどうか。

【主な課題】

夜間保育について、実態を踏まえた夜間保育加算の在り方をどのように考えるか。

1．現行の制度概要

夜間保育加算は、保護者の就労形態の多様化に鑑み、保育を必要とする子どもを対象に、午前11時頃から午後10時頃までの概ね11時間開所する保育所等として市町村が指定した施設に対して加算するもの。

夜間保育加算では、非常勤保育士や非常勤調理員の人件費等を加算している。

（参考）私立施設における夜間保育加算の取得状況（平成30年3月。3府省調べ）

保育所：59か所、認定こども園：12か所

2．課題

「夜間保育の運営状況等に関する調査研究」（平成31年3月）によれば、

- ・保育人材の確保のために、夜間勤務手当を支給している事業所が81.1%、
 - ・賃金水準を地域相場より高めに設定している事業所が39.6%、
 - ・夜間に入浴やシャワーの片方又は両方を実施している事業所が57.7%、
 - ・睡眠に関わる業務の1日当たりの所要時間が、他の業務と比べ相対的に長い（午睡：平均126.27分、就寝：平均249.39分）
- など、昼間の保育所では要しない夜間保育所固有の業務や経費があることがわかった。

【方向性（案）】

夜間保育所は就労形態の多様化に伴う夜間の保育ニーズに対応するものであるということや、夜間保育所固有の業務や経費があることに鑑み、夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算においてどのような対応が考えられるか。

2(3) 休日保育における共同保育の在り方

【意見・課題】

休日保育において共同保育を実施した場合における休日保育加算の加算要件と運営実態との整合性を求める意見について、どのように考えるか。

1. 現行の制度概要

休日保育を実施する施設（休日等を含めて、年間を通じて開所する施設）に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて、保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算している。

私立施設における休日保育加算の取得状況（平成30年3月、3府省調べ）

	保育所	認定こども園(2・3号)	小規模A型	小規模B型	事業所内A型適用	事業所内B型適用	事業所内20人以上
加算対象施設数	14,544か所	4,227か所	2,777か所	757か所	254か所	67か所	156か所
加算取得施設数	687か所	243か所	34か所	10か所	17か所	4か所	17か所
加算の取得率	4.7%	5.7%	1.2%	1.3%	6.7%	6.0%	10.9%

取得施設数には共同保育による実施も含む。

なお、「年間延べ利用子ども数」の算定に当たっては、休日保育を実施する施設以外の施設を利用する子どもであっても、含むこととされている。また、休日保育を複数施設の輪番制により共同で行うなど、単一の施設が年間を通じて開所するといえない場合は、休日保育加算の対象とならない。

2. 意見・課題

「令和元年 地方分権改革に関する提案募集」の中で、「現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求める」という提案が、なされているところ。

なお、土曜保育においては、共同保育により土曜日における保育が確保されている場合、減算調整を行わない取扱いが示されている。（留意事項通知）

【方向性（案）】

複数の施設が休日保育において共同保育を行い、施設ごとに輪番制で各施設の利用児童を受け入れる場合についても、休日保育加算の対象となるよう、加算要件を見直すこととしてはどうか。

2(4) 申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事務負担の軽減方策

【論点・課題】

- 事務負担の軽減のためにも、施設型給付費等の請求様式の統一化を進めるべきではないか。

1. 現状・これまでの取組

- 施設型給付費等については、法定代理受領の下、施設・事業所が、自らの施設・事業所を利用する子どもに係る施設型給付費等の支払いに関して市町村に対して請求を行い、これに基づいて、市町村から支払いが行われる仕組みとなっている。
- この施設型給付費等の請求に係る様式については、統一様式が定められておらず、各自治体が様式を定め、運用を行っている。
- また、国においては、平成26年度に幼稚園及び認定こども園、平成30年度に保育所について、施設型給付費等の請求様式例を作成し、自治体に対して示した。
- 一方で、国が示した様式例の利用は進んでおらず、複数自治体に施設・事業所をもつ法人においては、自治体ごとに異なる書式を用いて施設型給付費の請求を行わなければならない、事務の負担が大きいとの指摘がある。

2. 検討の視点

- 施設・事業所の事務負担の軽減の観点から、一部の施設類型に係る様式例に止まらず、全ての施設・事業類型について統一的な様式を示していくことが考えられる。その際、市町村においてこれらが活用されるものとなるよう、作成に当たっては市町村が現に使用している様式を踏まえたものとするのが考えられる。
- 様式作成後も、実際の活用状況や、活用されない場合はその理由等を引き続き把握し、普及に向け取り組むことが考えられる。

【方向性(案)】

- 市町村が実際に使用している様式も参考にしながら、統一的な請求様式を作成するとともに、普及に向けて取組を進めていくこととしてはどうか。

3 (1) 質の高い教育・保育の実施のため、基準を超えた職員を配置する施設・事業所への対応

【論点・課題】

- 公定価格における教諭、保育士等の配置基準についてより手厚い体制を組むことができるよう改善を行うべきではないか。

1 . 現状・これまでの取組

- 公定価格における教諭、保育士等の人件費の算定に当たっては、設備運営基準上必要とされている保育士・教諭・保育教諭については基本分単価に含めて算定し、これを超えて配置する保育士・教諭・保育教諭については加算において算定している。
- 基本分単価に含まれている員数を超えて保育士、教諭等を配置している場合の主な加算については以下のとおり。
 - < 1号認定 >
 - ・ 3歳児配置改善加算：3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を、3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算
 - ・ チーム保育加配加算：基本分単価に算定されている職員数を超えて教員を配置し、低年齢児を中心に小集団化したグループ教育を実施する場合に加算
 - < 2・3号認定 >
 - ・ 3歳児配置改善加算：3歳児に係る保育士配置基準を、3歳児15人につき1人により実施する施設に加算
 - ・ チーム保育推進加算：基本分単価に算定されている職員数を超えて保育士を配置し、チーム保育体制を整備している、職員の平均経験年数が15年以上の施設に加算
- また、「0.3兆円超」における質の向上項目において、「1歳児の職員配置の改善（6：1 5：1）」及び「4,5歳児の職員配置の改善（30：1 25：1）」を行うこととしている。（3歳児については、上記の3歳児配置改善加算において既に実施。）
- チーム保育推進加算（保育所）については、職員の平均経験年数に関する要件について、「15年以上」を「12年以上」に緩和することを予定していたが、2号認定子どもの公定価格から減額する旧副食費相当額の変更に伴い、本年10月からの実施を見送った。

2 . 検討の視点

- 「0.3兆円超」の質の向上項目に含まれる「1歳児の職員配置基準の改善」及び「4,5歳児の職員配置基準の改善」や、10月の実施を見送ったチーム保育推進加算の充実について、必要となる財源の確保と併せて取り組んでいくことが考えられる。

【方向性（案）】

- 「0.3兆円超」の質の向上項目に含まれる「1歳児の職員配置基準の改善」及び「4,5歳児の職員配置基準の改善」や、本年10月の実施を見送ったチーム保育推進加算の充実について、必要となる財源の確保と併せて検討することとしてはどうか。

3(2) 自園調理・アレルギー対応等の食育の推進

論点

【主な意見・課題】

- 1号認定子どもの給食実施については、自園調理・外部搬入など様々な形態があるが、給食実施加算については給食の実施形態にかかわらず同じ金額となっており、実態に即した単価とできないか。

(1) 幼稚園等における給食実施状況等

幼稚園・認可園（1号認定子ども）における給食実施状況

給食実施加算取得率：94.1% 平成30年3月、3府省調べ
 うち週5日実施率：78.2% N=6066

幼稚園における給食実施形態

自園調理・調理員雇上げ	11.0%	令和元年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果（平成30年度時点）より N=456
自園調理・外部委託	8.8%	
外部搬入	66.2%	
未実施	13.8%	

(2) 現在の1号子どもの給食実施加算の状況

加算要件等

給食を実施している施設に加算
 子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とし、子どもの利用定員や週当たり給食実施日数に応じて加算額を決定
給食の実施方法（業務委託、外部搬入等）は問わない

加算単価（週5日実施の場合）

1号定員 ~ 15人：非常勤調理員1名分（約120万円程度）

↳ 利用定員に応じて徐々に増加

1号定員211人～：非常勤調理員2名分（約240万円程度）

- ▷ 外搬の場合でも調理員の経費が措置される一方、自園設備を用いて調理を行う場合の調理・衛生管理等の費用がまかなえないとの指摘

(3) 保育所・認定こども園における調理員の配置状況

公定価格において、以下の人数分の調理員給与が基本分として措置。

- 40人以下：1名分
- 41～150人：2名分
- 151人以上：3名分（うち1名は非常勤）

（参考）保育所・認定こども園における調理員配置状況

	保育所（私立）			認定こども園（私立）		
	公定価格上の配置	常勤	非常勤	公定価格上の配置	常勤	非常勤
調理員	2.0	1.5	0.6	1.9	1.2	0.8
栄養士・栄養教諭		0.6	0.0		0.5	0.1

令和元年度経営実態調査より

【方向性（案）】

- 1号認定こども園の給食実施加算については、給食外部搬入の場合の加算適用のあり方を見直すとともに、自園設備を用いてきめ細やかな栄養・衛生管理の下で給食を実施する場合の加算単価の充実を検討するべきではないか。

【論点・課題】

- 食育の推進や、アレルギーのある子ども等への適切な対応のため、栄養士の活用についてどのように評価を行うか。

1．現状・これまでの取組

- 食育を推進する観点から、食事の提供に当たって、栄養士を活用して、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けていることを要件として、栄養管理加算を算定している。（加算の取得率は、保育所76.9%、幼稚園15.2%、認定こども園76.3%（平成31年3月 3府省調べ））

栄養管理加算については、これまでの嘱託を想定した加算額に加え、非常勤職員として雇用した場合を想定した新たな単価を設けることを予定していたが、2号認定子どもに係る公定価格から減額する旧副食費相当額の変更に伴い、本年10月からの実施を見送っている。

2．検討の視点

- 食育やアレルギーのある子ども等への適切な対応を推進していくため、施設の取組状況に応じた評価を行うため、現行では一律となっている加算額について、段階的な評価の仕組みとすることが考えられる。

【方向性（案）】

- 栄養管理加算の充実について、必要となる財源の確保と併せて検討することとしてはどうか。

3(3) 小学校との連携・接続や外部評価など、教育・保育の質の向上に資する取組の推進

論点

【主な意見・課題】

- 教育・保育の質の向上に資する取組の主幹教諭等専任加算（1号認定子ども）での評価の在り方をどのように考えるか。

(1) 現在の加算の状況等

加算要件等

主幹教諭等を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、必要教員数を超えて代替教員（非常勤講師）を配置し、かつ以下の事業を複数実施。

- ）預かり保育
- ）非在籍園児の一時保育
- ）満3歳児に対する教育・保育
- ）障害児に対する教育・保育

②加算単価： 約130万円/年（代替教員の配置経費を措置）

認定こども園（1号）については、代替教員分の経費が基本分に積まれており、上記加算要件を満たさない場合に減算調整を行うこととなっている。

③加算取得率（幼稚園）：46%

（参考）保育所における主任保育士等専任加算の取得率：81%

▷ 加算の取得可能条件の中に、幼稚園の本務である教育課程に係る教育の質の向上に関する取組が少なく、結果として主幹教諭が教育以外の活動に専任せざるを得ないなど、加算の取得が難しいとの指摘。

▷ 教育・保育の質の向上に資する幼小連携の実施のためには、主幹教諭・指導教諭等のリーダーシップの下、日常の保育に加えて、小学校との継続的な保育者の交流や協議会の開催等を実施する事が必要となってくるが、そのために代替教員等が必要となるとの指摘がある。

(2) 幼小接続のステップと現状

	連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安	割合
ステップ0	連携の予定・計画がまだ無い	9.7%
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である	7.2%
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない	57.6%
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている	18.2%
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている	6.6%

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（平成22年11月11日 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議）および文部科学省平成28年度幼児教育実態調査より

円滑な小学校接続に向けて実施している主な活動

- ・幼児及び児童の交流（幼児が小学校の活動に参加する等） 64.9%
- ・教諭等土の交流（保育・授業参観、合同の研究会・協議会等） 55.3%
- ・小学校接続推進担当職員の配置（公定価格職員が対応） 29.2%
- ・小学校接続推進担当職員の配置（公定価格職員以外を配置） 2.2%

円滑な小学校接続を図るうえで課題となっている主な点

- ・活動の実施に係る業務のための教職員の負担が過大 61.8%
- ・活動実施に必要な専任の担当者の確保が困難 42.8%
- ・活動の実施に必要な専門的知識・能力が不足 19.7%

令和元年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果（平成30年度時点）より

【方向性（案）】

- 継続的な幼小連携といった教育・保育の質の向上に資する取組によっても加算を取得できることとするなど、主幹教諭等専任加算の要件を弾力化し、加算の取得促進と教育・保育の質向上を図ってはどうか。

【主な意見・課題】

- 教育・保育の質の向上に資する施設関係者評価の在り方をどのように考えるか。

(1) 幼稚園・認定こども園における学校評価体系

自己評価	義務
学校関係者評価	努力義務

○学校教育法施行規則【幼稚園について、第39条において準用。】

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則【幼保連携型認定こども園について、第23条・第24条に学校教育法施行規則と同規定あり。】

▶ 地域に開かれた教育課程の実現を通じて教育・保育の質向上につなげるためには、単なる委員会形式での運営評価にとどまらず、実際の保育を地域の方々に見てもらいつつ、保育実践の向上につながるよう学校関係者評価を行っていくことが重要。

(2) 施設関係者評価加算（1号）の状況等

加算要件等

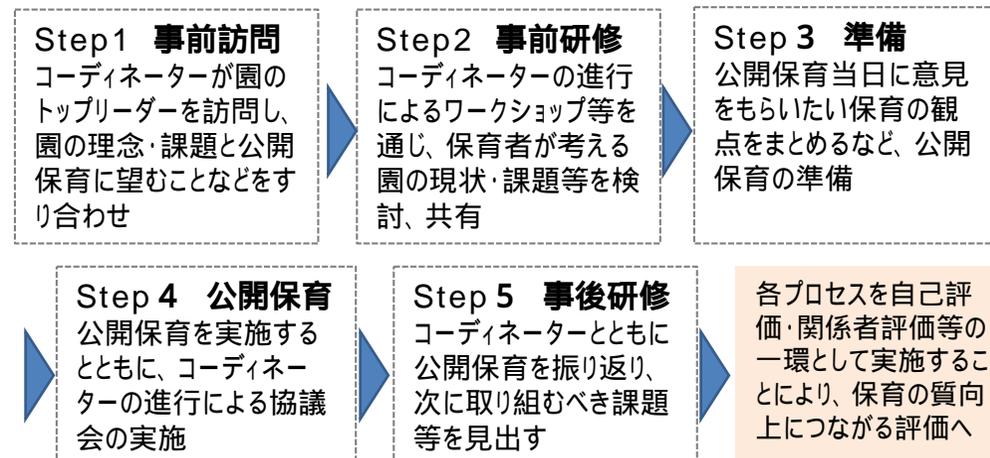
学校教育法施行規則の規定により保護者その他の幼稚園の関係者による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表する場合に加算。

評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に準拠し、自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施

加算単価 59,420円 / 年（事務経費を措置）

- ▶ 施設関係者評価等が教育・保育の質向上につながるものとするためには、幼児教育アドバイザー等の専門性を有する者と密に連携しつつ公開保育を行うなどの取組が有効であるが、現在の単価ではそれらの取組を行うのに十分なものではないとの指摘。

(3) 公開保育を通じ評価を保育実践の向上につなげる取組例



公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 公開保育を活用した幼児教育の質向上システム ECEQの5ステップの概要

【方向性（案）】

- 施設関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、公開保育の取組と学校関係者評価を一体的に実施する施設に対する支援をどのように考えるか。

4 (1) 地域の子育て支援活動の評価の在り方

【主な意見・論点】

障害児の受入れに関する取組を公定価格上評価してほしい。
公立保育所での受入れに対する障害児加算を除く
地域における子育て支援の機能を、強化すべきではないか。

【現状・これまでの取組】

- 主任保育士専任加算の対象施設であって、障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合には、「療育支援加算」が適用される。（受入れ自体は、障害児保育事業、私学助成、地域子ども・子育て支援事業等により支援）
- なお、本加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援（ ）に積極的に取り組むことが、求められている。
 - （ ）取組の例
 - ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
 - ・ 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
 - ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
 - ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。
 - ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。
- 加算単価は、非常勤職員の人件費 2 時間分/日（特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れる施設は、3 時間分/日）を加算している。

（参考）私立施設における療育支援加算の取得状況（平成30年3月、3府省調べ）

	幼稚園	認定こども園(1号)	保育所	認定こども園(2・3号)
加算対象施設数	883か所	4,085か所	14,544か所	4,227か所
加算取得施設数	240か所	1,879か所	4,227か所	1,945か所
加算の取得率	27.2%	46.0%	41.9%	46.0%

- 「0.3兆円超」の質の向上項目に、「障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者（非常勤）を保育所等に配置（障害の程度に応じて加配）」がある。

具体的な拡充内容 特別児童扶養手当の支給対象児童以外：2時間 4時間、特別児童扶養手当の支給対象児童：3時間 6時間

【方向性（案）】

現行の、地域の子育て支援の取組状況に着目した加算の在り方について、どのように考えるか。
障害のある子どもの受入れや、地域における子育て支援といった重要な機能を、引き続き保育所等が担っていくことに鑑み、その評価の在り方についてどのように考えるのか。

4 (2) 虐待等要保護児童等の支援が必要な子どもへの対応の評価の在り方

論点

【主な論点】

保育所等に、虐待を受けた子どものような要保護児童等の支援にあたり、ソーシャルワーカーやカウンセラーのような専門職を配置すべきではないか。
児童虐待対策については、地域におけるさまざまな関係機関が参画しているが、その中で、保育所等において虐待等を受けた子どものような要保護児童等を支援するに当たり、その取組の評価は、どういう側面から、どういう方法で行うのが望ましいか。

【保育所等を取りまく、要保護児童等支援施策に係る現状】

- 「児童相談所における児童虐待相談対応件数（相談の経路別）（出典：福祉行政報告例）

	総数	保育所	認定こども園	幼稚園	児童相談所	福祉事務所	警察
平成27年度 (カッコ内は割合)	103,286	1,047 (0.85%)		288 (0.23%)	6,372 (5.2%)	7,136 (5.82%)	38,524 (31.43%)
平成28年度 (カッコ内は割合)	122,575	947 (0.77%)	67 (0.05%)	248 (0.2%)	6,747 (5.5%)	7,673 (6.26%)	54,812 (44.72%)
平成29年度 (カッコ内は割合)	133,778	1,047 (0.78%)	85 (0.06%)	333 (0.25%)	6,328 (4.73%)	7,626 (5.7%)	66,055 (49.38%)

- 要保護児童対策地域協議会（要対協）の設置状況（平成29年度）
設置している自治体数：1,735（全体の99.7%）
- 要対協の構成機関として、保育所等が入っている自治体の数（平成29年度）
保育所：1,448（全体の83.5%）
幼保連携型認定こども園：675（全体の38.9%）
幼稚園：1,051（全体の60.6%）
- 要対協の各会議の開催頻度（平成28年度1年間） 複数の会議の機能を併せ持った会議を開催しているケースもある
代表者会議：1,524回（設置協議会数1,539、1協議会当たり平均0.99回）
実務者会議：9,761回（設置協議会数1,412、1協議会当たり平均6.91回）
個別ケース検討会議：52,652回（設置協議会数1,586、1協議会当たり平均33.2回）
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況
114か所（平成30年2月）

児童虐待対策の中で、児童相談所や市町村の体制強化に取り組むこととしており、子ども家庭総合支援拠点についても、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日）の中で、2022年度末までに全市町村に設置することとしている。

○ 子育て世代包括支援センターの設置状況
761市区町村、1436か所（平成30年4月1日）

虐待等の要保護児童への対策についての関連文書での記載

< 保育所保育指針及び同解説 > 抄

第4章 子育て支援

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

少子化や核家族化、地域内におけるつながりの希薄化が進む中で、子育てをする上で孤立感を抱く人や、子どもに関わったり世話をしたりする経験が乏しいまま親になる人も増えている。子どもや子育てについての知識がないために、適切な関わり方や育て方が分からなかったり、身近に相談や助言を求める相手がおらず、子育てに悩みや不安を抱いたり、子どもに身体的・精神的苦痛を与えるような関わりをしたりしてしまう保護者もいる。

こうした保護者に対しては、保育士等が有する専門性を生かした支援が不可欠である。保育士等は、一人一人の子どもの発達及び内面についての理解と保護者の状況に応じた支援を行うことができるよう、援助に関する知識や技術等が求められる。内容によっては、それらの知識や技術に加えて、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用することが有効なケースもある。

保育所において実際に個別の支援を行う場合には、必要に応じて市町村など他の機関と連携するとともに、保育所での支援の中心となる保育士等を施設長や主任保育士、他の保育士等と役割分担を行いながら支えるといった体制をつくり、組織的な対応を行う必要がある。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

【不適切な養育等が疑われた場合】

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合には、保育所と保護者との間で子育てに関する意向や気持ちにずれや対立が生じうる恐れがあることに留意し、日頃から保護者との接触を十分に行い、保護者と子どもの関係に気を配り、市町村をはじめとした関係機関との連携の下に、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことが大切である。そうすることで保護者の養育の姿勢に変化をもたらし、虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げることになる。

【関係機関との連携】

保育所や保育士等による対応では不十分、あるいは限界があると判断される場合には、関係機関との密接な連携がより強く求められる。特に児童虐待防止法が規定する通告義務は保育所や保育士等にも課せられており、虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所への速やかな通告とともに、これらをはじめとする関係機関との連携、協働が求められる。不適切な養育の兆候が見られたり虐待が疑われたりする場合の対応については、児童福祉法第21条の10の5において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者等を把握した場合の市町村への情報提供について、同法第25条において要保護児童を発見した場合の通告義務について規定されている。「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」(平成25年8月23日付け雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)においては、保育所が組織的対応を図ること、虐待に関する事実関係はできるだけ細かく具体的に記録しておくことなどが記載されている。こうしたことや第3章の1の(1)のウの内容を踏まえ、状況の把握や通告に関するマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)に参画し、地域の専門機関や専門職等との関係を深めることが重要である。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には積極的に参加し、情報の提供及び共有や連携体制の構築に努める。

なお、要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくためのネットワークをいう。ここで共有された情報については、守秘義務が課せられる。保育所がこの協議会の一員となることによって関係機関との密接な連携を図り、子育て家庭への支援を関係機関と共に担っていくことが重要である。

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(2) 地域の関係機関等との連携

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

地域において、子育て家庭は周囲との関係が希薄になりがちな状況にあることも少なくない。保育所による地域の保護者等に対する子育て支援を通して、地域の子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生を予防又は早期に察知し、その解決に寄与することは重要である。特に、保護を必要とする子どもへの対応に関しては、極めて重大な役割を担っている。

虐待の防止や必要な対応を積極的に進めるとともに、要保護児童対策地域協議会での情報の共有や関係機関等との連携及び協力を図っていくことが求められる。

現行制度における関連の仕組み

- ・主任保育士専任加算等で、地域支援の枠組みを導入してはいる。
- ・虐待等の要保護児童への支援に特化した、加算等の仕組みは無い。

【方向性（案）】

地域の関係機関が連携した要保護児童対策や子育て支援の必要性は増し、そうした関係機関の1つとして、保育所等に期待される役割や実際の対応も、今後増大していくと見込まれる。一方で、要保護児童への支援等は、保育所等が日常的に行う業務の1つであるという面もある。そうした中で、虐待等要保護児童への支援を進めていくにあたり、要保護児童対策協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組をどのように評価することが考えられるか。

【主な論点】

医療的ケア児など専門的なケアが必要な子どもを受け入れる場合の公定価格の評価の在り方をどのように考えるか。

【現状の概要】

保育所等における医療的ケア児の受入れに係る現状

・現在、医療的ケア児の受入れに関し、モデル事業を実施中。来年度までモデル事業を実施する予定。

（参考）モデル事業の概要

以下のような取組をモデル的に事業として行う自治体に対し、補助を行う

- ・ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等への、看護師等（准看護師、保健師、助産師）や認定特定行為業務従事者である保育士の配置
- ・ 保育士が認定特定行為業務従事者となるための研修受講の支援
- ・ 管内の保育所に対して医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者の配置

また、「令和元年 地方分権改革に関する提案募集」においても、保育所等における医療的ケア児の受入れの促進を求める声があったところ、上記のモデル事業を進めるほか、来年度、保育所における医療的ケア児の受入れを推進するための方策を検討するための調査研究を行う予定。

（参考）調査研究の内容案

- ・ 医療的ケア児の受入れに関する実態調査
- ・ 医療的ケア児の受入れを行っている現場でのヒアリング
- ・ 児童発達支援センター等の乳幼児が通う施設における受入れ手法に関する実態調査

【方向性（案）】

医療的ケア児の受入れ促進策について、どう考えるか。医療的ケア児の受入れに関するモデル事業や実態調査等の結果を踏まえて、検討することとしてはどうか。

5(1) 施設整備費補助の仕組みと整合性等を考慮した減価償却加算・賃借料加算の仕組みの在り方

論点

【主な課題】

減価償却費加算における地域区分の設定と他制度との整合性をどのように考えるか。

1. 現行の制度概要

減価償却費加算の要件は、次のとおり。

- ア 保育所の用に供する建物が自己所有であること（施設全体の延べ面積の50%以上）
- イ 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
- ウ 建物を整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと（ ）
- エ 賃借料加算の対象となっていないこと

（ ）国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合にはエに該当することとして差し支えない。
 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合

当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと

1 施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回り、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

（参考）私立施設における減価償却費加算の取得状況（平成30年3月。3府省調べ）

	加算取得施設数	加算対象施設数	取得率
保育所	823か所	14,544か所	5.7%
認定こども園（2・3号）	495か所	4,227か所	11.7%
家庭的保育	334か所	913か所	36.6%
小規模A型	248か所	2,777か所	8.9%
小規模B型	67か所	757か所	8.9%

	加算取得施設数	加算対象施設数	取得率
小規模C型	15か所	112か所	13.4%
事業所内保育A型	67か所	254か所	26.4%
事業所内保育B型	17か所	67か所	25.4%
事業所内保育20人以上	50か所	156か所	32.1%

減価償却費加算における現行の地域区分（A地域～D地域）については以下のとおり。（地域区分統一前の保育所等整備交付金を参考に設定）

	A地域	B地域	C地域	D地域
標準		北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
都市部	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県			

2. 課題

減価償却費加算の地域区分（A地域～D地域）について、保育所等整備交付金が平成29年度よりA地域に区分が統一されたのに対して、減価償却費加算の地域区分は見直しておらず、区分の内容に乖離が生じている。

【方向性（案）】

- 減価償却費加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした保育所等整備交付金制度では平成29年度に区分を見直したことを踏まえ、保育所等整備交付金制度の地域区分と同様の区分の見直しを行う方向で検討してはどうか。

【主な課題】

賃借料加算における地域区分の設定と他制度との整合性をどのように考えるか。

1. 現行の制度概要

賃借料加算の要件は、次のとおり。

- ア 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること（施設全体の延べ面積の50%以上）
- イ アの賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- ウ 賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- エ 減価償却費加算の対象となっていないこと

（参考）賃借料加算の取得状況（平成30年3月、3府省調べ）

	加算取得施設数	加算対象施設数	取得率
保育所	1,870か所	14,544か所	12.9%
認定こども園（2・3号）	69か所	4,227か所	1.6%
家庭的保育	251か所	913か所	27.5%
小規模A型	2,049か所	2,777か所	73.8%
小規模B型	548か所	757か所	72.4%

	加算取得施設数	加算対象施設数	取得率
小規模C型	81か所	112か所	72.3%
事業所内保育A型	71か所	254か所	28.0%
事業所内保育B型	26か所	67か所	38.8%
事業所内保育20人以上	33か所	156か所	21.2%

賃借料加算における現行の地域区分（A地域～D地域）については以下のとおり。（生活保護における住宅扶助規準や地域区分統一前の保育所等整備交付金における地域区分数をもとに設定）

	A地域	B地域	C地域	D地域
標準				
都市部	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2. 課題

生活保護における住宅扶助基準額が平成27年度に見直されたのに対して、賃借料加算の地域区分については平成27年度の加算創設以降見直しを行っていない。

【方向性（案）】

賃借料加算における地域区分について、区分設定の際に参考とした生活保護制度における直近の改正との整合性をどう考えるか。仮に見直した場合、減額になることもあると考えられるが、一方で待機児童の解消に向け受け皿整備を進めているという中で、どのように考えるか。

5(2) 経営実態調査等の実施周期など今後の公定価格の実態把握及び見直しの在り方

【論点】

○ 公定価格の見直しの周期と経営実態調査の実施時期についてどのように考えるか

1. 現状・これまでの取組

- 公定価格の改定の時期や方法については、地方自治体の事業計画の状況等を踏まえながら、物価など経済状況の変動等に対応できるものとしていく必要があり、具体的な在り方については別途検討することとされている。
- 公定価格については、毎年度、人事院勧告に準じた給与法の改正や物価指数の変動を考慮した公定価格の水準の見直しのほか、その時々における政策的な課題を踏まえ、各種加算の創設・拡充を行っている。
- また、経営実態調査については、施行5年後の見直しの中間年である平成29年度及び施行5年後の見直し年度である今年度を実施している。

各年度	公定価格の見直し	公定価格に関する各種調査
平成27年度	・子ども・子育て支援新制度施行 ・公定価格創設	
平成28年度	・チーム保育加配加算の充実 ・指導充実加配加算の創設 ・事務負担対応加配加算の創設 ・チーム保育推進加算の創設 ・賃借料加算の拡充	
平成29年度	・処遇改善等加算の創設 ・処遇改善等加算の拡充(3% 5%) ・研修代替要員費の拡充(2日 3日)の拡充	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (平成29年3月時点)
平成30年度	・事務職員配置加算の創設(基本分単価からの切り出し)	保育所等の運営実態に関する調査(厚生労働省)(平成30年3月時点) 2018年度予算執行調査(財務省)(平成30年3月時点)
令和元年度	<4月~>・講師配置加算の創設(基本分単価からの切り出し) ・処遇改善等加算の拡充(5% 6%) ・居宅訪問型事業の算定方法の改善 <10月~>・消費税引上げに伴う改定 ・副食費徴収免除加算の創設	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査(平成31年3月時点)

2. 検討の視点

- 公定価格の見直しについて、人事院勧告に準じた給与法の改正や物価指数の変動といった毎年度の調整を行う内容と、経営実態調査を踏まえた公定価格自体の見直し等毎年度の実施が困難な見直しについて、分けて考えることが必要。
- 子ども・子育て支援新制度において地方自治体が作成する事業計画が5年一期とされていることとの関係も考慮することが必要と考えられる。

【方向性(案)】

- 次回の公定価格の見直し及び経営実態調査については、第3期の事業計画期間との関係性も考慮して5年後に行うとともに、2~3年後を目途とした中間的な見直しの実施についても検討することとしてはどうか。